

プレサイド社代理店の電話勧誘において
認められた不適切な勧誘の主な事例

- 1 光アクセス回線サービス等の提供事業者がプレサイド社であることの説明がない、又は契約先がプレサイド社に変更されることが説明されていない。
- 2 NTT 東西との契約が継続すると誤認させるような説明が行われている、又はこれについて虚偽の説明が行われている。
 - －「現状のサービスが変わらずに…ご継続いただける」と説明し、利用者の「ただの更新手続きを行っているのか」との質問に対し、「そのようなものになる」との回答が認められた。
- 3 サポートと称して、利用者を電話で誘導しながら、NTT東西のウェブサイトから転用承諾番号を取得させる中で、ウェブサイト上の注意事項について虚偽の説明を行い、又はウェブサイト上の注意事項(光コラボレーション事業者との契約になること等)を読み飛ばさせ、「同意する」の欄にチェックを入れさせる等して取得手続を進めさせている。
 - －「重要事項ご確認といった、結構長い長文の書かれたページに移動すると思いますが、そこは説明させていただいた内容で、回線とプロバイダがセットになってお安くなるという転用のお話でページが長いので、一番下の方に移動していただき、同意して次を開いてください」と注意事項を読み飛ばさせる誘導が認められた。
- 4 利用者が現在支払っている正確な料金を確認することのないまま、「今よりも安くなる」と断定した案内をしている。
- 5 初期契約解除に関する説明が行われていない。
- 6 利用者が契約申し込みの取り消しを今可能であるか問い合わせているにもかかわらず、契約書面到着後に可能であると回答し、適切な説明が行われていない。
- 7 サービスの品質に係る制限事項(ベストエフォート型サービスの内容)が説明されておらず、又は既契約と変わらないと説明を行っている。
 - －「勿論、ただ今お使いになっているインターネット…の使い勝手や利用環境、設備やサービスは特別に変わるものではない」との説明が認められた。